

令和5年第5回足寄町議会臨時会議事録（第1号）

令和5年11月30日（木曜日）

◎出席議員（13名）

1番	早瀬川	恵	君	2番	井	脇	昌	美	君			
3番	榑	原	深	雪	君	4番	矢	野	利	恵	子	君
5番	田	利	正	文	君	6番	高	橋	健	一	君	
7番	木	村	明	雄	君	8番	細	川	勉	君		
9番	川	上	修	一	君	10番	進	藤	晴	子	君	
11番	多	治	見	亮	一	君	12番	二	川	靖	君	
13番	高	橋	秀	樹	君							

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長 渡辺俊一 君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	丸山晃徳	君
総務課長	保多紀江	君
福祉課長	森岡彰寿	君
住民課長	金澤眞澄	君
建設課長	松野孝	君
国民健康保険病院事務長	川島英明	君

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	横田晋一	君
事務局次長	野田誠	君
総務担当主査	飯野真有	君

◎議事日程

- | | |
|---------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名< P 3 > |
| 日程第 2 | 会期の決定< P 4 > |
| 日程第 3 | 行政報告(町長)< P 4 > |
| 日程第 4 | 報告第 2 5 号 専決処分の報告について(橋梁長寿命化修繕(上利別幌内橋)工事請負契約の変更について)< P 4 ~ P 5 > |
| 日程第 5 | 議案第 8 3 号 足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例< P 5 ~ P 6 > |
| 日程第 6 | 議案第 8 4 号 足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例< P 6 ~ P 7 > |
| 日程第 7 | 議案第 8 5 号 令和 5 年度足寄町一般会計補正予算(第 1 0 号)< P 8 ~ P 9 > |
| 日程第 8 | 議案第 8 6 号 令和 5 年度足寄町簡易水道特別会計補正予算(第 1 号)< P 9 > |
| 日程第 9 | 議案第 8 7 号 令和 5 年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)< P 9 ~ P 1 0 > |
| 日程第 1 0 | 議案第 8 8 号 令和 5 年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第 2 号)< P 1 0 ~ P 1 1 > |
| 日程第 1 1 | 議案第 8 9 号 令和 5 年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算(第 2 号)< P 1 1 ~ P 1 2 > |
| 日程第 1 2 | 議案第 9 0 号 令和 5 年度足寄町上水道事業会計補正予算(第 2 号)< P 1 2 ~ P 1 3 > |
| 日程第 1 3 | 議案第 9 1 号 令和 5 年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第 1 号)< P 1 3 ~ P 1 4 > |

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（高橋秀樹君） 全員の出席であります。ただいまから、令和5年第5回足寄町議会臨時会を開会いたします。

◎ 町長挨拶

○議長（高橋秀樹君） 町長 渡辺俊一君から、招集の挨拶があります。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しをいただきましたので、令和5年第5回臨時会の招集に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

明日から12月ということございまして、今年も残すところあとひと月ということになりました。雪も降りまして、今年夏秋と暖かかったせいもありますが、非常に寒くなってまいりました。いつもお話しさせていただいているところでありますけれども、新型コロナ初めインフルエンザの拡大というようなことも言われておりますので、十分体調には注意をしていただければというふうに思っております。

先日11月28日に、北海道地域住宅協会の2023北の地域住宅賞の表彰式がありました。本町のこの役場の北側にあります、はるにれ団地が北海道知事賞を受賞したということでございます。公営住宅の建て替えを機に、高齢者等複合施設のむすびれっじと一体にですね、一体として整備することによって介護予防ですとか、それから地域交流等が行われるようにということで、いつまでも安心して暮らせるまちづくりを推進する、そういった施設になっているということ。また、コスト削減を図りつつ省エネ対策にも考慮をされている。それから構造材や外装材に十勝管内産のですね、カラマツを使用することにより、炭素の固定化、それから運送時のCO2削減等の脱炭素化、それから地域らしい景観にも

配慮されてるといようなことが高く評価をされたということでございまして、北海道知事賞をいただいたということで、大変うれしく思っております、ちょっとご報告をさせていただいたところでございます。

さて、本日のご審議いただく議案でございますけれども、専決処分に伴います報告1件と条例改正、補正予算など、議案9件を予定してございます。ご審議賜りますようお願いを申し上げご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎ 開議宣告

○議長（高橋秀樹君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（高橋秀樹君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、10番進藤晴子君。11番多治見亮一君を指名いたします。

◎ 議運結果報告

○議長（高橋秀樹君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 進藤晴子君。

○議会運営委員会委員長（進藤晴子君）

本日開催されました、第5回臨時会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日1日間であります。

本日は、最初に町長から行政報告を受けた後に、報告第25号の報告を受けます。

次に、議案第83号から議案第91号までを即決で審議いたします。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、議会運

営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期決定の件

○議長（高橋秀樹君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間に決定いたしました。

◎ 行政報告（町長）

○議長（高橋秀樹君） 日程第3 行政報告を行います。町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しをいただきましたので2件の行政報告を申し上げます。まず、北海道銀行足寄支店の役場派出所の廃止についてご報告いたします。北海道銀行につきましては、昭和41年4月1日に本町の指定金融機関として指定し、これまで役場内の派出所業務を担っていただいておりますが、このたび足寄支店の職員数減少等により、派出所への人員派遣が困難との申し出があり、12月15日をもって、役場派出所が廃止されることとなりました。北海道銀行足寄支店の役場派出所廃止により、今後の派出所業務については出納課で引き継ぎ、住民の皆様にはご不便をかけることなく、収納業務を行えるよう体制を整えてまいります。以上、北海道銀行足寄支店の役場派出所の廃止についてのご報告とさせていただきます。

次に、コミュニティバスあしバスの交通事故についてご報告いたします。11月22日水曜日午後3時頃に、町から運行管理業務を受託している足寄タクシー有限会社

運行のあしバスが、北1条3丁目83の足寄郵便局付近において、国道241号から道道植坂足寄停車場線へ左折しようとしたところ、自転車に乗った足寄小学校児童と接触する事故を起こしました。事故発生時、あしバスに乗客はおらず、運転手は直ちに救護活動を行った後、警察へ通報しました。あしバスは、第4便の運行中であったことから、その後の便を臨時運休として防災行政無線で周知するとともに、バスを待っている方がいないか町職員がバス停を巡回して確認を行いました。児童は救急車で足寄町国民健康保険病院に搬送され、医師の診察を受けた結果、骨折等の大きなけがはありませんでしたが、24日金曜日に帯広の病院で精密検査を受けており、引き続き、児童の健康状態の確認を行ってまいります。事故の原因は運転手の不注意で、道道の横断歩道を足寄郵便局側から東側へ渡ろうとする児童の発見が遅れたことによるものがあります。現在、足寄タクシー有限会社が示談に向けた協議を進めており、必要な費用につきましては、足寄タクシー有限会社が加入している保険により対応する予定としております。今後、足寄タクシー有限会社に対して、あしバスの安全運行及び交通事故防止の更なる指導を図ってまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。あしバスの交通事故についてのご報告とさせていただきます。以上2件の行政報告とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） これで行政報告を終わります。

◎ 報告第25号

○議長（高橋秀樹君） 日程第4 報告第25号専決処分のご報告について（橋梁長寿命化修繕（上利別幌内橋）工事請負契約の変更について）の件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 保多紀江君。

○総務課長（保多紀江君） ただいま議題となりました、報告第25号専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり令和5年11月22日付けで専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりこれをご報告するものでございます。内容についてご説明させていただきます。

令和5年11月1日開会の第4回臨時会におきまして、工事請負契約の締結について議決をいただき、工事着手しました橋梁長寿命化修繕上利別幌内橋工事について、工事内容の一部に変更が生じ、契約金額を変更するため、町長の専決処分事項の指定について、第6項の規定に基づき専決処分を行ったものでございます。専決処分書をご覧ください。

契約変更の目的は、橋梁長寿命化修繕上利別幌内橋工事でございます。契約変更の原因は、契約条項第19条の規定に基づくものでございます。この条項は、工事の発注者は必要があると認めた場合、設計図書を変更の上、工期や契約金額を変更することについての規定でございます。変更事項は、3の契約の金額についてであり、専決処分前の工事請負金額7千480万円を14万3千円減額し、7千465万7千円に変更するものでございます。なお、減額は契約金額の10分の1以内の額であり、かつ500万円を超える額でないため指定事項に基づき専決処分を行ったものでございます。契約の相手方に変更はございません。以上のとおりご報告申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これにて報告を終わります。

◎ 議案第83号

○議長（高橋秀樹君） 日程第5 議案第83号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 保多紀江君。

○総務課長（保多紀江君） ただいま議題となりました、議案第83号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

2ページをお開きください。本条例は、本年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、これに準じて町長等の常勤特別職及び足寄町議会の議員に支給いたします、期末手当の支給割合を改定しようとするものでございます。条例の改正文の朗読は、省略をさせていただきます。改正内容について申し上げます。まず、第1条による改正では、今年度12月期の期末手当の支給割合を現行の100分の220から100分の230に、0.1月分引き上げることといたしまして、年間の支給割合を現行の4.4月分から4.5月分に改めるものでございます。なお、議会議員につきましても、在職期間に応じた支給割合が定められておりますので、それぞれの期間に応じ引き上げるものでございます。次に、第2条による改正では、令和6年度以降の6月期と12月期、それぞれの支給割合を100分の225に、改めることといたしまして、年間の支給割合を第1条による改正後と同様に、4.5月分とするものでございます。また、こちらも議会議員につきましても、在職期間に応じた支給割合を改めるものでございます。

なお、附則におきまして、この条例の施行期日を第1条の規定は公布の日から、第

2条の規定は令和6年4月1日からとしております。3ページ及び4ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第83号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第83号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第84号

○議長（高橋秀樹君） 日程第6 議案第84号足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めま

す。

総務課長 保多紀江君。

○総務課長（保多紀江君） ただいま議題となりました、議案第84号足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

5ページをお願いいたします。

本条例は、本年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、これに準じて職員の給与を改定しようとするものでございます。条例の改正文の朗読は省略をさせていただきますまして、改正内容について申し上げます。

まず、第1条は、期末手当、勤勉手当、給料表の改正についてでございます。今年度12月期の一般職の職員に係る期末手当の支給割合を、現行の100分の120から100分の125に、0.05月分引き上げることといたしまして、年間の支給割合を現行の2.4月分から2.45月分に、また、定年前再任用短時間勤務職員に係る今年度12月期の期末手当の支給割合につきましては、現行の100分の67.5から100分の70に、0.025月分引き上げることといたしまして、年間の支給割合を現行の1.35月分から1.375月分とするものでございます。また、12月期の一般職の職員に係る勤勉手当の支給割合を現行の100分の100から100分の105に、0.05月分引き上げることといたしまして、年間の支給割合を現行の2月分から2.05月分に、定年前再任用短時間勤務職員に係る勤勉手当の支給割合につきましては、現行の100分の47.5から100分の50に、0.025月分引き上げることといたしまして、年間の支給割合を現行の0.95月分から0.975月分とするものでございます。月例給に

つきましては、民間企業の給与との格差や、今回初任給が上げられたことを踏まえまして、別表第1及び別表第2のイ及びウを改めることといたしまして、6ページの別紙第1条関係、別表第1、行政職給料表、8ページの別紙第1条関係、別表第2、イ医療職給料表(2)、9ページの別紙第1条関係、別表第2、ウ医療職給料表(3)のとおり改めるものでございます。

次に、第2条による改正ですが、一般職の職員に係る、令和6年度以降の6月期と12月期の期末手当、それぞれの支給割合を同率の100分の122.5に改めまして、年間の支給割合を、第1条による改正後と同様に2.45月分に、定年前再任用短時間勤務職員に係る令和6年度以降の6月期と12月期の期末手当、それぞれの支給割合を100分の68.75に改めまして、年間の支給割合を第1条による改正後と同様に、1.375月分とするものでございます。また、一般職の職員に係る令和6年度以降の6月期と12月期の勤勉手当、それぞれの支給割合を、同率の100分の102.5に改めまして、年間の支給割合を第1条による改正後と同様に、2.05月分に、定年前再任用短時間勤務職員に係る令和6年度以降、6月期と12月期の勤勉手当、それぞれの支給割合を100分の48.75に改めまして、年間の支給割合を、第1条による改正後と同様に0.975月分とするものでございます。

なお、附則におきまして、第1項ではこの条例の施行期日を第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日からとしております。また、第2項では、第1条の規定のうち、期末手当及び勤勉手当の改正規定を除き、改正後の条例の規定は、令和5年4月1日から適用することと

しております。第3項は、給与の内払いとみなすことについて定めております。

10ページ及び11ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。なお、この後、補正予算を審議していただくことになってございますけれども、先ほどの議案第83号及びこの改定によります額と、さらに4月1日以降当初予算後異動等による人件費が変更になった関係で、それぞれの会計に補正予算をお願いすることとなっておりますので、併せてよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(高橋秀樹君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第84号足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第84号足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 85 号

○議長（高橋秀樹君） 日程第 7 議案第 85 号令和 5 年度足寄町一般会計補正予算（第 10 号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 保多紀江君。

○総務課長（保多紀江君） ただいま議題となりました、議案第 85 号令和 5 年度足寄町一般会計補正予算第 10 号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

補正予算書 1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 千 6 8 9 万 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0 0 億 1 千 2 2 万 8 千円とするものでございます。

歳出から御説明を申し上げます。8 ページをお願いいたします。歳出予算につきましては、議案第 83 号と議案第 84 号で議決をいただきました、給与改定と人事異動によります人件費に関わるものでございます。また、特別会計、企業会計への繰出金、負担金の支出につきましても、給与改定等の人件費に係るものでございます。

次に、歳入について申し上げます。6 ページへお戻りください。第 19 款繰入金におきまして、今回の補正予算の財源調整のため、財政調整基金繰入金といたしまして、1 千 6 8 9 万 2 千円を減額いたしました。以上で、議案第 85 号令和 5 年度足寄町一般会計補正予算第 10 号の提案理由のご説明をさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

6 ページから 10 ページ。

歳入歳出一括で行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ございませんか。

4 番。矢野利恵子君。

○4 番（矢野利恵子君） 議長 4 番。19 ページの説明資料なんですけれども、扶養手当、通勤手当は、国の制度と同じで、しかし住居手当が独自のもので違うということで、これについては 12 年前までは、私はこの予算には反対していたんですけれども、もう 12 年も経ってそれが変わらないということは、もう今さら言ってもどうしようもないから、これでいいのかなと考えるんですけれども、ただやっぱり 83 号 84 号人事院の勧告によって、国家公務員に対する人事院の勧告に準じて、値上げをしてくると。ところが人事院では、住居手当はやめなさいと勧告した。で、国家公務員は住居手当やめた。ところが、ここは、人事院の勧告には従わず、やっているということで、都合のいいことは人事院の勧告に従い、都合の悪いことは人事院の勧告に従わない。これは仕方がないのかもしれないからこれはこれでいくとして、それならそれでね、職員ばかりじゃなく、町民にもちょっとその住居手当の還元をしてもらいたいなど。今現在リフォームする場合に、20 万までは半額の 10 万。それを超えた場合は、超えた分の 8 分の 1 を補助してくれるという制度になっている。これに比べたらはるかに違う。もしこの役場職員の人が 30 歳で家を建てたとしたら、定年まで大体 600 万円以上の補助金を、持家手当というのをもらえる。だけど町民はどうなんだ。

○議長（高橋秀樹君） 矢野さんいいですか。暫時休憩をいたします。

午前 10 時 32 分 休憩

午前 10 時 33 分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

他に総括質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第85号令和5年度足寄町一般会計補正予算(第10号)の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第85号令和5年度足寄町一般会計補正予算(第10号)の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第86号

○議長(高橋秀樹君) 日程第8 議案第86号令和5年度足寄町簡易水道特別会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 松野 孝君。

○建設課長(松野 孝君) ただいま議題となりました、議案第86号令和5年度足寄町簡易水道特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

25ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4千899万1千円とするものでございます。

30ページをお願いいたします。今回の補正予算は、令和5年人事院勧告を踏まえ

たものでございます。

歳出につきましては、給与改定に伴い、給料、職員手当及び共済費をそれぞれ計上いたしました。

次に、歳入につきましては、一般会計繰入金といたしまして、歳出と同額の6万3千円を計上いたしました。

以上で、議案第86号令和5年度足寄町簡易水道特別会計補正予算(第1号)の提案理由のご説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(高橋秀樹君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

30ページ。

歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第86号令和5年度足寄町簡易水道特別会計補正予算(第1号)の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第86号令和5年度足寄町簡易水道特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第87号

○議長（高橋秀樹君） 日程第9 議案第87号令和5年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 松野 孝君。

○建設課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、議案第87号令和5年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

39ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8千361万3千円とするものでございます。

44ページをお願いいたします。今回の補正予算は、令和5年7月1日付人事異動及び令和5年人事院勧告を踏まえたものでございます。

歳出につきましては、給与改定等に伴い、給料、職員手当等及び共済費をそれぞれ計上いたしました。

次に、歳入につきましては、一般会計繰入金といたしまして、歳出予算と同額の62万5千円を計上いたしました。

以上で、議案第87号令和5年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の提案理由のご説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

44ページ。

歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第87号令和5年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第87号令和5年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第88号

○議長（高橋秀樹君） 日程第10 議案第88号令和5年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 森岡彰寿君。

○福祉課長（森岡彰寿君） ただいま議題となりました、議案第88号令和5年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算書53ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ345万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4千861万4千円とするものでございます。

歳出からご説明申し上げますので、58ページをお願い申し上げます。補正予算の内容ですが、給与改定等に伴う給料、職員

手当等及び共済費につきまして、それぞれ補正を行うものでございます。

次に歳入につきましては、一般会計からの繰入金を、歳出予算補正額と同額の345万8千円を追加するものでございます。

以上、提案理由のご説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

58ページ。

歳入歳出一括で行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第88号令和5年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第88号令和5年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第89号

○議長（高橋秀樹君） 日程第11 議案第89号令和5年度足寄町資源ごみ処理等

事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 金澤眞澄君。

○住民課長（金澤眞澄君） ただいま議題となりました、議案第89号令和5年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

67ページをお願いいたします。歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ2万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7千425万7千円とするものでございます。

72ページをお願いいたします。今回の補正は、給与改定に伴う給料、職員手当等につきまして、それぞれ補正を行うものでございまして、歳入歳出予算の内容につきましては、特に説明する事項はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上で、議案第89号令和5年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

72ページ。

歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めま

す。

これで討論を終わります。

これから、議案第89号令和5年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第89号令和5年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第90号

○議長（高橋秀樹君） 日程第12 議案第90号令和5年度足寄町上水道事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 松野 孝君。

○建設課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、議案第90号令和5年度足寄町上水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

81ページをお願いいたします。令和5年度足寄町上水道事業会計予算第3条に定めた、収益的収入及び支出の予定額から収入支出それぞれ133万1千円を減額し、収益的収入及び支出の予定額を収入支出それぞれ1億7千151万5千円とするものでございます。

支出からご説明申し上げます。84ページをお願いいたします。今回の補正予算は、令和5年7月1日付け人事異動及び令和5年人事院勧告を踏まえたものでございます。支出につきましては、人事異動等に伴いまして、給料及び手当をそれぞれ減額いたしました。

次に、収入につきましては、給水収益を支出と同額の133万1千円減額いたしました。

81ページへお戻りください。予算第7条に定めた職員給与費の金額を、133万1千円減額し、3千261万5千円に改めるものでございます。

以上で、議案第90号足寄町上水道事業会計補正予算（第2号）の提案理由のご説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから、議案第90号令和5年度足寄町上水道事業会計補正予算（第2号）の件の質疑を行います。

84ページ。

収益的収入及び支出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 81ページにお戻りください。

第3条、予算第7条に定めた経費。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第90号令和5年度足寄町上水道事業会計補正予算（第2号）の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第90号令和5年度足寄町上水道事業会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第91号

○議長(高橋秀樹君) 日程第13 議案第91号令和5年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

病院事務長 川島英明君。

○病院事務長(川島英明君) ただいま議題となりました、議案第91号令和5年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

93ページをお開きください。収益的収入及び支出から、それぞれ4千716万8千円を減額し、収益的収入及び支出の額をそれぞれ12億1千614万6千円に変更をお願いするものでございます。

次に第3条関係でございますが、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ、流用することができない経費中、職員給与費から4千716万8千円を減額し、当該経費の総額を7億7千323万6千円に、変更をお願いするものでございます。

次に、96ページをお開き願います。収益的収入及び支出の内容等についてご説明申し上げます。

支出から申し上げます。支出につきましては、人事院勧告によります給与改定経費及び職員の異動等に伴う給与費等といたしまして、給料ほか合わせて4千716万8千円の減額計上をお願いいたしました。

収入につきましては、支出経費に関連した負担区分に基づく一般会計負担金及び入院外来収益の減額計上をお願いいたしました。

以上のとおり提案申し上げますので、ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(高橋秀樹君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから、議案第91号令和5年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)の件の質疑を行います。

96ページ。

収益的収入及び支出一括で行います。

質疑はございませんか。

はい10番。進藤晴子君。

○10番(進藤晴子君) はい10番。ご質問します。ちょっと金額が多いので、病院の中での給与費がかなり下がっているのは、どのくらい人数が減ったっていうことで、やめられたっていうことでしょうか。ご説明をお願いします。

○議長(高橋秀樹君) 川島病院事務長。

○病院事務長(川島英明君) はい。病院事務長でございます。お答えいたします。まずですね、今回給与改定並びにですね、職員の異動ということで3名の看護師分ですね、これが年度内に退職しておりまして、その部分を減額させていただいたのとですね、もともとちょっと採用出来てない看護師さんの分がございまして、その部分の11月分までの給与費を減額したその合計額が、この金額になったということでございます。以上です。

○議長(高橋秀樹君) はい。10番。

○10番(進藤晴子君) はい10番。退職3名おられるということで。採用になってない方の分を減額したっていうのは、ちょっとすいません。よく分からないので、もう1回説明していただいてもいいですか。

○議長(高橋秀樹君) はい。病院事務長。

○病院事務長(川島英明君) はい。病院事務長でございます。もともと当初予算でですね、予算として計上しておりました看護師分なんですけど、11月までまだ不採用ということで、不採用分4月から11月ま

での不採用であった部分の給料を合計して、今回落とさせていただいたということでございます。以上です。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

はい3番。榊原議員。

○3番（榊原深雪君） 3番。ただいまのご説明の中で3名の退職ってということで看護師さんですね、何年ぐらいお勤めになった方でしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 川島病院事務長。

○病院事務長（川島英明君） はい。病院事務長でございます。この3名はですね、皆さん医師等修学資金を借り入れされていた方で、償還免除期間というのがございまして、例えば3年の専門学校であれば4年半ということで、大学だと6年間ということで6年間勤められると免除されますよということで、この期間がですね丁度切れてですね、その後、残っていただいていた方もいらっしゃるんですけど、今コロナで、都市部の病院に行きたいっていう、もともとのそういった考え方もあったんですが、コロナで行けなかったということで、5類に移行されてからですね、皆さんちょっと動き出したということで、ちょっと正確に何年とは申し上げられないんですが、医師等修学資金を借りて償還免除が終わってから数年経った方ということでございます。以上です。

○議長（高橋秀樹君） はい3番。榊原議員。

○3番（榊原深雪君） 看護師不足のこともありましてね、やはり足寄町に住み続けて、働き続けていただきたいところなんですけれどもね、やはり介護職も含めてですね、1回就職はするけれども、どちらかへ行ってしまうっていう傾向があるんですよ。だからこういった看護師不足を防ぐためにも、魅力ある病院づくりっていうか、やっぱり人間関係も含めてですね、いろいろ構築、相談事も含めてですね、構築して

いただければありがたいなと思っております。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 93ページにお戻りください。

第3条、予算第8条に定めた経費。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第91号令和5年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第91号令和5年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 閉会宣告

○議長（高橋秀樹君） これをもって、本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和5年第5回足寄町議会臨時会を閉会いたします。

午前11時1分 閉会

令和5年第5回足寄町議会臨時会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足 寄 町 議 会 議 長

足 寄 町 議 会 議 員

足 寄 町 議 会 議 員